

一般環境中（公共用水域水質及び底質、地下水、土壌）のダイオキシン類調査結果

1 調査目的

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定に基づき、本市の区域におけるダイオキシン類による水質、土壌等の汚染状況を把握することを目的とする。

2 調査方法

河川の水質及び底質については本市域を流れる主要 3 河川の下流 3 地点を対象に、海域の水質及び底質については水質に係る常時監視地点である 2 地点を対象に、それぞれ調査を実施した。また、地下水及び土壌については、市内各 2 地点において調査を実施した。

公共用水域水質及び地下水については日本産業規格 K 0312、公共用水域底質については「ダイオキシン類に係る底質調査マニュアル」（平成 20 年 3 月環境省）、土壌については「ダイオキシン類に係る土壌調査マニュアル」（平成 20 年 1 月環境省）に基づきそれぞれ調査を実施した。

3 調査結果

（１）公共用水域水質及び底質（河川）

水域名	調査地点	調査結果		調査日
		水質（年間平均） pg-TEQ/L	底質 pg-TEQ/g	
花見川	新花見川橋	0.057	3.6	令和 2 年 12 月 4 日
都 川	都 橋	0.041	7.0	
葭 川	日 本 橋	0.040	0.83	

（２）公共用水域水質及び底質（海域）

水域名	調査地点	調査結果		調査日
		水質（年間平均） pg-TEQ/L	底質 pg-TEQ/g	
東京湾	NO.1	0.11	19	令和 2 年 12 月 1 日
	NO.3	0.061	33	

(3) 地下水調査結果

区 名	調査地点		測定値 pg-TEQ/L	調査日
稲 毛 区	稲 丘	A1	0.035	令和2年12月18日
美 浜 区	幸 町	A2	0.035	

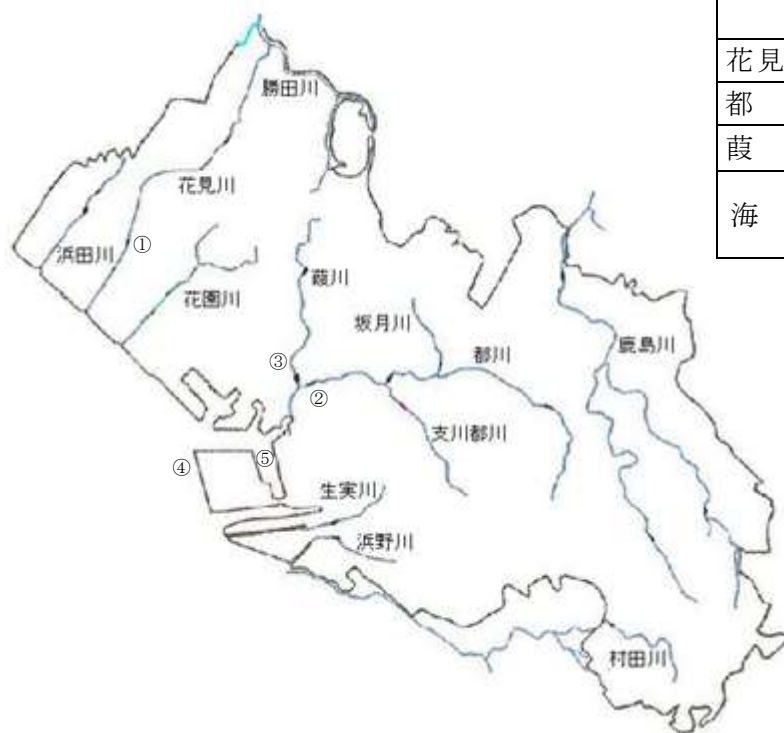
(4) 土壌調査結果

区 名	調査地点		測定値 pg-TEQ/g	調査日
稲 毛 区	稲 丘	A1	4.8	令和2年12月18日
美 浜 区	幸 町	A2	3.8	

4 調査結果の評価

- (1) 公共用水域の水質（河川及び海域）については、0.040～0.11pg-TEQ/L であり、すべての地点で水質の汚濁に係る環境基準（1.0 pg- TEQ/L）を達成していた。
- (2) 公共用水域の底質（河川及び海域）については、0.83～33 pg-TEQ/g であり、すべての地点で水底の底質の汚染に係る環境基準（150 pg-TEQ/g）を達成していた。
- (3) 地下水調査結果については、0.035 pg-TEQ/L であり、すべての地点で水質の汚濁に係る環境基準（1.0 pg- TEQ/L）を達成していた。
- (4) 土壌調査結果については、3.8～4.8 pg-TEQ/g であり、すべての地点で土壌の汚染に係る環境基準（1,000 pg-TEQ/g）を達成していた。

河川・海域・底質



	N o	調査地点
花見川	①	新花見川橋
都 川	②	都橋
葎 川	③	日本橋
海 域	④	東京湾N o. 1
	⑤	東京湾N o. 3

花見川区

美浜区

稲毛区

中央区

若葉区

緑区

A1

A2

	N o	調査地点
稲毛区	A 1	稲丘
美浜区	A 2	幸町